第３８回滋賀県芸術文化祭参加事業募集要項

「滋賀県芸術文化祭」は、県民の皆さんに、日ごろの文化芸術に関する創作活動の成果を発表していただき、また、優れた文化芸術に親しみ鑑賞していただくため毎年開催し、今年で３８回目を迎えることとなりました。

第３８回滋賀県芸術文化祭を県民みんなのものとし、文化芸術活動をより一層推進するため、芸術文化祭に参加される事業を募集します。

参加承認された公演や行事は、あらゆる機会に広く県民の皆さんにお知らせします。また、コンクール形式の催し物については、その催しのなかで優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から芸術文化祭奨励賞を授与します。なお、別記の県立文化施設を利用される場合には、使用料が半額または全額免除されます。

１　開催期間

平成２０年８月３０日（土）～平成２０年１２月２１日（日）

２　主　　催

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県芸術文化祭実行委員会
財団法人自治総合センター、財団法人滋賀県文化振興事業団

３　参加部門および種目

滋賀県芸術文化祭の参加事業は、次に掲げる部門および種目とします。

(1) 美術	日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真など
(2) 音楽	オーケストラ、吹奏楽、合唱、オペラなど
(3) 演劇	新劇、児童劇、人形劇、ミュージカルなど
(4) 洋舞	バレエ、モダンダンスなど
(5) 文芸	小説、随筆、詩など
(6) 伝統芸能部門	詩吟、邦楽、能、狂言、日本舞踊など
(7) 伝統文化部門	華道、茶道など
(8) メディア芸術	映画、アニメーションなど
(9) 文化一般	(1)から(9)までのうち２部門以上にわたるものや、講演会、シンポジウムなど

４　参加基準

参加事業は次の条件をすべて満たすもので、実行委員会が承認した事業とする。

(1) 滋賀県芸術文化祭の趣旨に沿うものであること。
(2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
(3) 個人が自分の成果の発表を目的に開催するものでないこと。
(4) 営利を主たる目的としないものであること。
(5) 政治的、宗教的目的を有しないものであること。

６　参加申込の方法

芸術文化祭参加申込書に必要事項を記入の上、６月２７日（金）（消印有効）までに下記あて申し込んでください。

なお、記入にあたっては別紙「記入の仕方」を参考にしてください。

＜送り先＞〒５２０－００４４
大津市京町三丁目４－２２
財団法人滋賀県文化振興事業団内
滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局
［ＴＥＬ　０７７－５２２－６２６８］
［ＦＡＸ　０７７－５２４－６３００］

※参加事業申込書，事業実施報告書は事業団ホームページからダウンロードできます。
（http://www.shiga-bunshin.or.jp）

７　参加承認の通知

申し込みのあった参加事業については、芸術文化祭実行委員会がその内容を審査し、その結果を申込者に通知します。

８　参加が承認された場合

承認通知のあった参加事業については、下記のことを守ってください。

(1) ポスター、プログラム、看板等に「第３８回滋賀県芸術文化祭参加事業」である旨の記載をしてください。

(2) 事業終了後１か月以内に、別紙「芸術文化祭参加事業実施報告書」に事業関係の資料を添付し、芸術文化祭実行委員会事務局に提出してください。

９　芸術文化祭奨励賞の交付

コンクール形式による事業については、その事業のなかでの審査の結果、優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から「芸術文化祭奨励賞」（賞状）を交付します。

なお、「芸術文化祭奨励賞」は、芸術文化祭実行委員会事務局まで受け取りに来てください。

10　県立文化施設の使用料の減免

芸術文化祭参加が承認された事業については、下記の県立施設の使用料を半額または全額免除します。ただし、付帯設備使用料は免除できません。

なお、営利を目的とした興行は減免対象とはなりません。

・使用料が減免される期間
　平成２０年８月３０日（土）から１２月２１日（日）までの間
・対象施設
　県立文化産業交流会館、しが県民芸術創造館
・ただし、免除の内容は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

11　その他

滋賀県または滋賀県教育委員会の「後援名義の使用」を希望される場合には、この「参加事業申込」とは別に、申請手続きが必要ですので、ご留意ください。